

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年10月3日

時 間：午 前 1 0 時 か ら

富岡町役場 桑野分室

開 議 午前10時00分

### 出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参考事管兼者	佐藤臣克君
参考事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考事務課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考事務課長	渡辺弘道君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
企 画 課 長 補 佐	杉 本 良 君
企 画 課 長 補 佐 兼 まちづくり係長	佐 々 木 邦 浩 君
産 業 振 興 課 長 佐	猪 犬 力 君

#### 職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 長	藤 田 志 穂

#### 説明のため出席した者

##### 【帰還困難区域に関する政府方針について】

原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 副 本 部 長	後 藤 収 君
内閣府原子力 被災者生活支援 チ一ム支援調整官	松 井 拓 郎 君
内閣府原子力 被災者生活支援 チ一ム主査	入 江 燐 君
原 子 力 災 害 現 地 対 策 本 部 参 事 官 補 佐	白 井 基 晴 君

原子力災害現地対策本部佐員 参事官補 住民支援班員	小澤良太君
復興庁参事官	中嶋護君
資源エネルギー庁 事故収束室官 参事官	木野正登君
環境省参事官	神谷洋一君
環境省福島環境 再生本部長	坂川勉君
環境省福島環境 再生事務所 県中・県南支所長	中西昭弘君
福島県避難地域 復興局次長	守岡文浩君
福島県避難地域 復興課主査	菅家昭平君

#### 付議事件

- 複合商業施設整備事業について
- 災害公営住宅（第2期）の整備計画について
- 帰還困難区域に関する政府方針について
- その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（塚野芳美君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。  
町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、複合商業施設整備事業について及び災害公営住宅（第2期）の整備計画について町側から説明するとともに、帰還困難区域に関する政府方針について、内閣府から説明を受けるものです。いずれの案件も、今後の町の復興に関連する非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 先ほどの出席議員の数を訂正いたします。出席議員は14名であります。

それでは付議事件に入ります。付議事件1、複合商業施設整備事業についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） おはようございます。それでは、複合商業施設整備事業についてご説明いたします。

ご存じのように複合商業施設については、現在11月末を先行分とするダイユーエイト及び町内3店舗及び共有部については工事が進捗しており、また必要な什器備品についても順次発注しているところでございます。その中で今般、一つは今まで未確定であったドラッグストア及び100均部分について、この部分につきまして現在交渉中でございますので、名前はまだ公表できませんが、ほぼほぼドラッグストアの出店意向が固まったということでございますので、商業施設全体の形ができてきたということが一つ、また3月末のグランドオープンに向けて工事間もなく発注の段階に参っておりますが、そういう2つの案件の中で事業費について精査を行ってまいりました。その結果、事業費については増額が必要であるということ、及びその財源については交付税等によってほぼ補填ができるというような状況でございます。よって、本日はその事業費、今後の見通し及び補正予算のこともございますので、その内容についてご説明いたしたいと思っております。説明は、猪狩補佐のほうから行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 座って説明させていただきます。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきたいと存じます。

複合商業施設整備事業につきましては、これまでご説明の中で事業費につきましては、津波原子力被災地域が受けることができる補助制度並びに福島再生加速化交付金事業の交付金を充てて事業を行うという考え方でございました。前段で申し上げました津波補助金につきましては商業の部分、それから加速化交付金につきましては貸事務所のスペースということで、割合をもって補助を活用するという計画でございました。

こちらの資料のまづ津波補助金の内訳と書いてございますが、現時点での補助金額につきましては通常5億円が上限という中で、県からの県知事の特認をいただきまして国に申請し、現在12億3,427万円という金額の補助をいただいている状況にございます。これらをもちまして、今現在右のほうを見ていただきますと、工事につきましては建物内の解体工事、ご存じのようにこちらが終了しております、さらには配管等の調査を行いまして配管が使えるかどうかの調査を実施しており、さらには改修工事のA工区ということで裏面を見ていただきたいと思うのですが、前に同じく全員協議会のほうで説明をさせていただいたときの資料で斜線部、ホームセンターとフードコートや飲食店、共用部分につきましては斜線で、こちらがA工区ということで先ほど課長からありましたように事業を進めているところでございます。並びにこの中でつけ加えてご説明させていただきますのが、B工区と言われるもので、食料品スーパー、右側の薄いピンク色のような色がついているもの、それから貸事務所ということで青くなっている部分がB工区ということで指定されてございます。さらには、先ほど課長からありましたけれども、ドラッグストアの部分、真ん中です。ドラッグストアの部分と100円ショップ、こちらのあわせ持った面積を現在ドラッグストアさんのほうで全体的な面積を使ってこの部分をやりたいというお話が来ておりまして、今後協定という形で進めさせていただく部分でございます。さらには、左のほうにコインランドリー、こちらも既存の建物を使って、建物改修を行いたい。さらには、下のほうに灯油売り場、これにつきましてはホームセンターさんの入居テナント様との中でぜひ設置してほしいというようなことで、こちらを工事するということになってございます。

また、表面にお戻りいただきまして今ほど申し上げました見込み工事の関係なのですけれども、灯油施設設置工事と、こちらが先ほどダイユエイトさんで入居に当たって工事をさせていただくということでございます。それから、改修工事B、先ほど申し上げましたヨークベニマルさんと貸事務所の部分をあわせ持った工事、さらには改修工事C、こちらにつきましては先ほど申し上げましたドラッグストアです。なおかつ、どうしても年度末にありますので、このB、C工区ということはなかなかタイトになりますけれども、このB工区、C工区、工事を進めさせていただきたい。さらには、防火シャッターでございますが、先ほど100円ショップとドラッグストアの間には通常別な店舗がそれぞれ入る計画でございましたので、間には防火壁をつくって壁をつくるという計画でございましたけれども、一応店舗が同一ということになりますと、間を上げ下げのできるシャッター工事というもの

が必要になってまいりますので、この部分を工事費として計上させていただきたい。それから、先ほど言いましたコインランドリー、こちらにつきましても帰還に向けて必要な施設ということで、建物の改修工事を行って進めたいということで考えてございます。

それから、屋外広告塔、こちらにつきましては6号線沿いに現在もあります各テナント様を案内する大きな看板になっておりますが、こちらにつきましては先月の議会のほうにも上げさせていただいたのですが、その後いろいろと調査をやりまして電気関係のものとか、内照型ということもありますので、若干工事費が増額となるということで、さらに上げさせていただきました。それから、屋根の塗装工事ということで全体的に屋根に塗装工事を行いたい。雨漏り等の補強という部分もありますが、そういう形で屋根の塗装を実施したい。

それから最後に、外構工事となってございますが、こちらにつきましては現時点で駐車場にひびが入っております、そこから放射線量ということで不安解消も含めて環境省のほうに測定しながらクラックの入っているところを切っていただいて、アスファルトでもとに戻している状態にありますけれども、こちらにつきましては最終的にオーバーレイ舗装というような形で全面的なものを実施したいという考え方を持ちまして、外構工事、さらには排水関係も若干含めまして外構工事という形で見込んでございます。

それらの金額を合わせますと、7億7,135万2,000円という形の金額となっておりまして、緑色の部分に工事請負費予算額のこれまでの予算も含めまして、総額と今後の見込額を差し引きまして補正額につきましては、5億9,486万9,000円という数字となっていまして、6億円弱の金額を今後の工事費というふうに考えございます。金額につきましては、かなり大きな金額で町単独ではなかなか難しいということもあって、当初考えておりました津波補助金の後継であります自立帰還支援という補助制度もあるのですが、こちらにつきましてはこれまで国との調整の中にあって、なかなか受けることができないという方向性が出ましたので、さらにはいろんな補助金を活用してできないかということで、これまで検討してまいりました。下の財源別事業内訳と記載させてございますが、全体では30億円を超える金額に対して津波補助金につきましては12億3,000万円、これは変わらずということでございますが、さらには再生加速化交付金事業、こちらにつきましてもこれは貸事務所の部分でございますが、さらには共有部分も含められないかというような考え方を持ちながら、交渉しながら今現時点で2億5,206万円ということで計上する考え方でございます。

それから、生活環境整備事業、こちらは外構費が充てられるというもので5,292万円ということで内訳として見てございます。さらには、一番大きい部分になりますが、復興特別交付税、これは県の市町村財政課さんともお話をしながら、国ともお話をさせていただいて津波補助金の事業費として見れるこの事業に対しまして、ほかの補助金を活用できない部分につきまして見れないかというようなことで、国と調整している中でこのほどいろいろと見通しが立ちましたので、この金額を入れさせていただいております。あと、それから町単独費の部分でございますが、既に清掃費で3億円ほどの事

業を終わってございますが、こちらにつきましては東京電力に対しての行政賠償という形で既に入金になっている部分でございますが、これは2年間トータル分で書いてございますけれども、しかば町の単独費ということで2億8,755万円という金額が載ってございますけれども、こちらにつきましては消費税部分というのがどうしても津波補助金は該当にならないということで、消費税部分については町単独費と、さらには設計関係につきましても一部町の単独費で見ていた分を合わせまして、このような金額になるということでございます。いずれにしましても、ある程度の金額、町の持ち出しをなるべく少なくするというようなことで、これまで取り組んできたもので、方向性が出た内訳の説明でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 対象総事業費31億円、結構な金額だと思うのです。今説明あったように町単独というのは税金部分で、ある程度賠償なんかも絡めることできるみたいでございますけれども、やはりいろいろなグループ補助金とか、自立支援の補助金とか、いろいろ国、県の補助金がある中で、公設民営ということで入って、町のほうから事業者に入ってくださいというような施設だけれども、やはり赤字だからやめてしまうわという事業所も出てくると思うのです。そういった場合に、よその補助金は例えば10年間やらなかつたらば、補助した額を戻しなさいとか、そういうような違約条項のようなものがあるというふうに聞いているのですけれども、やはりこういう複合商業施設でも、一、二年でもうやめてしまったとか、そういった場合にやはりかかるものがかかっているものですから、そういう違約条項のようなものを当然設けるべきだと思うのですが、課長はどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員ご指摘の件でございますが、まずはそのような早期の撤退がないように、まず全体的な運営も含めて町もかかわりながらそういう早期の撤退等がないように努めてまいりたいのが、まず第一だと思っています。その上でございますが、一般的に公設民営と町がかかわった場合で、指定管理等々を行う場合には議員ご指摘のとおり、違約条項を設ける場合もございます。ですから、当然そういうことがないようにすることを前提としながらも、今後は協定とか契約するわけですが、その際にそういう部分が今回の場合必要かどうか、あるいは適切かどうか十分に検討しながら、その辺については町のほうとして保障を決めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1点だけお聞きします。

複合商業施設の整備事業費ということで、ほぼこれで確定の数字が出てきたのかなと思うのですが、

膨大に膨らんでいることは事実ですが、この事業を全部やるということの説明でいいのですね。かかり過ぎるからどうだという提案なのか、これを全部やるという前提のもとでの説明ということで理解すればいいですね。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○産業振興課長補佐（猪狩 力君） 工事として上げさせていただいたのは、開店までに必要な工事ということになります、これらを帰還までの間大分時間もありませんが、出店する事業者さんも決まりましたので、開店に向けて必要な事業ということで取り組んでいきたいということでございます

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、複合商業施設整備事業についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午前10時15分)

---

再 開 (午前10時16分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、災害公営住宅（第2期）の整備計画についての説明を企画課長より求めます。企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おはようございます。

本日は、災害公営住宅2期分の買い取り先事業者が決定したということのご報告と、それから今後のスケジュールについてご説明を申し上げたいというふうに思います。説明は着座にてさせていただきます。

それでは、改めまして災害公営住宅2期については、8月10日の全員協議会におきまして約100戸の災害公営住宅を来年5月末から12月末までに説明するというふうに申し上げておりました。本日は、災害公営住宅2期分の2工区、曲田地区における集合住宅37戸、それから3工区、栄町地区における集合住宅49戸の買い取り先事業者が決定いたしましたことをご報告申し上げますとともに、今後の整備スケジュールについてご説明を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

詳細の説明は、担当の佐々木課長補佐よりさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） おはようございます。着座のままで説明させていただきます。

それでは、災害公営住宅第2期分の整備につきましてご説明申し上げます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。第1期分の50戸に続きまして第2期分として100戸を今回整備するもので

ございます。資料右上の整備地区に記載のとおり、3つの工区に分けて整備を行うものでございます。まず、1工区として整備いたします戸建住宅14戸、こちらにつきましては第1期分と連続する区域であるため、町並みの一体性を確保する観点から1期分の住宅と同等な仕様をすることにより、設計期間の短縮、それから関係法令の手続がスムーズに図られるということから、全体工期の短縮が見込まれると判断したものから、第1期分の買い取り先事業者である大和ハウス工業に追加発注として契約するものでございます。完成時期は、来年5月末を予定しております。

次に、2工区及び3工区に整備する集合住宅86戸でございます。こちらにつきましては、単身世帯向けの集合住宅を短期間で整備する必要性があることから、集合住宅建築のノウハウのある事業者から計画案の提案を受け、評価の高い事業者を選定するプロポーザル方式で買い取り事業者の選定を行いました。審査に当たりましては、日本大学准教授2名を含めました10名の審査会を実施いたしまして、住宅の供給体制や住戸計画など27の項目で評価を行いました。応募のあった積水ハウス、それから大和・桂建設富岡復興プロジェクトの2社のうち整備計画、価格はもとより災害時の防災設備や日常の維持管理体制など総合的に審査評価の高かった積水ハウスを買い取り事業者として選定いたしたものでございます。完成時期につきましては、2工区については来年8月末、3工区につきましては12月を予定しております。

次に、整備スケジュールでございます。現在1工区及び2工区、こちらの事業用地取得について準備を進めており、1工区、こちらの戸建14戸につきましては第1期分の50戸と合わせまして12月の定例議会で買い取り契約を上程するための準備を進めているところでございます。また、2工区及び3工区につきましては今月末に基本協定を締結し、買い取り契約の議決を得て、来年1月の着工に向け事業者と協議を行ってまいります。

なお、資料右側に掲載いたしましたイメージ図につきましては、事業者から提案を受けた内容でございまして、確定したものではございません。今後関係機関と調整しながら詳細な設計を行い、進捗状況に応じまして議会、それから町民の皆様へ隨時ご案内いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

第2期分の説明につきましては以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 最後になりましたけれども、途中で事業用地の取得の準備を進めていると説明をしました。このことについて少し申し添えたいと思います。

1工区、戸建住宅14戸の整備事業用地として3,327.49平方メートル、それから2工区集合住宅37戸の整備用地として3,760.74平方メートル、合計7,088.23平方メートル、区画整備事業による仮換地における筆数としましては19筆について、申しわけございません、臨時議会を開いていただくようになると思いますが、次の議会においてご同意を賜りたく準備を進めておりますので、ご承知おきをいただきたいということが1点、それからなお3工区の集合住宅49戸につきましては、公営栄町駐車場

として利用しておりました町有地を活用したいと考えております、ここのところの面積が3,873.26平米というものがございますので、申し添えたいと思います。

あと、もう一つ先ほど説明の中で来年5月末から12月末という整備予定を説明申し上げましたが、今後事業者と設計、それから建設工事について詳細に打ち合わせをしながら、これが1ヶ月でも前倒しできるように調整してまいりたいと思いますので、このことについてもご理解を賜ればと思います。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今この段階では、詳細説明がありませんので、機能的にはわからないのですが、プロポーザルということで厳しい審査を通ってきたのかなと思いますが、駐車場、こういう施設どこに行っても仮設もそうなのですが、今まで5年7ヶ月使っている仮設、駐車場の部分、1戸当たり大体何台見ているか、あとは要はお客様用の駐車場なども整備できるスペースがあるのかどうかこのプロポーザルのほうでどの程度まで審査範囲を広げて審査しているのかをお聞かせ願います。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） お答え申し上げます。

駐車場につきましては100%、1戸当たり1台の駐車場を確実に設けるというところでございます。それから、来客用につきましては二、三台という形のスペースをプロポーザルの条件として出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1戸1台ということは、あと例えば1軒で2台車持つたらどこに持っていくのかと、恐らく富岡町内では余り有料駐車場というのはないのかなと思います。今1人1台の社会になっている状況の中で、今こういうものをつくるのに土地が手狭だということなのかなと思うのですが、逆に手狭なところにつくる状況が生まれているというのが問題なのかなと思います。せめて2台とめられるような状況でないと、だから入ってもらうときに恐らく1台は専用に割り当てるのかなと思うのですが、あと1台分くらいの余裕がないと必ず困って道路の路上駐車とか、そういう状況が生まれるのかなと思います。そういう状況の中で逆に言うと積水ハウスさん、そういう提案しなかったというのが私、不信感持ります。その辺はどうなのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） お答え申し上げます。

今回整備する集合住宅でございますが、単身者向けを想定しております、基本的に福島県の仕様と同等100%、1戸当たり1台という形で募集させていただいたところでございます。なお、こちらにつきましても従前の町営住宅の駐車場の配置と変わりなくというところでございます。なお、2台

分の駐車場が欲しいという方もこれから出てくると思われますので、こちらのほうにつきましても、検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ぜひもう一度検討していただきたい。と言いますのは、単身世帯で考えていて、もう単身者しか入れないよというのであれば、それでいいと思うのです。単身者も入れるよという住宅だと思いますので、ぜひその辺もじっくり検討課題に入れてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 再度の繰り返しのお話になるかと思いますが、基本は集合住宅については単身用ということで設定をしているということで、1世帯に1台ということを基本に仕様書の中でそのようにうたって提案を受けたというところでございますので、事業者の提案がなかったというところではなくて、仕様書にそういうふうにうたってまずは提案を受けたというところでございますので、ご理解をいただきたい。

それから、検討ということで検討は差し上げなければならないことなのですが、あとは使い方というところも考え方の一つあるのかなと。町営住宅、その他、これまで町営住宅も基本は1世帯に1台という割り振りで、それをあいたところについては融通で使っていただくというところもありましたので、使い方も含めて検討はさせていただきたいと。なお、集合住宅ではなく戸建住宅のほうについては、2台を基本としてスペース確保するということで今設計、それから現場を進めておりますので説明したいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今単身者向けということを基本にということなのですが、この選考というか160の中で入ってくる人たちは、どちらかというと若い単身世帯もいる可能性はありますが、割合としてはやはり今のいろいろな町民の話を聞いていると、ある程度年配の方の単身世帯が入るという確率が高いような気がするのですが、入ればそうそう動かないだろうと思うのです、ここに入れる条件で入った人は。そうなっていくと、通常の公営住宅の考え方よりも、どちらかというと高齢者が多く住んでいる3階建てのこういう集合住宅という考え方の視点が特に重要になってくるかと思うのですけれども、その辺に対しては町のほうできちっとプロポーザルのときに、そういうような条件というのは話をしてプロポーザルを受けているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 高齢者への配慮につきましてご説明申し上げます。

審査項目の中でございますが、こちらのほうで高齢者、それから身障者に配慮した提案という形の

審査項目 2つほど設けさせていただいております。まず、1つが高齢者向けにドア、こちらのほうを全て引き戸にする。それから、車椅子が通れるように廊下を広くする。それから、2つ目につきましては水回りの集約と寝室の動線、こちらのほうを一体的というか通りやすいような形に配置するなど、こちらのほうの審査項目を設けて審査しております。なお、積水ハウスにつきましてはこちら 2点の視点とも満足のいく提案がございましたところを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 中のバリアフリーというか、ユニバーサルデザインは今県もユニバーサルデザインの指針は当たり前のようになっているのでなんですが、実はユニバーサルデザインの指針というのは建物だけではなくて、その外周にも入ってきています。細かい図面なので、細かいところまではわからないのですが、やはり体が不自由になったりとか、ちょっと足が悪い人なんかは、移動のときに車に乗るところまで行くのも非常に時間がかかったりとか、大変なような状況になります。今全体計画を見ていますと、例えば車寄せがあったりとか、ある程度玄関の近くまで車持つていて、それであとは誰かが車をそちらに置くということでもいいのですが、そういうスペースというか、通常生活していく上で必要になってくるだろうもの、救急車がとまれるスペースがあるのかとか、エレベーターはこれだけでいいのか。最少にはなっているのですけれども、そういうところも実施設計に向けてきっちり決めて、大きくは変えられないでしょうが、その辺は自分が住む形になっていろいろ考えていかないと不便があるような配置計画に見受けられるので、その辺ちょっとよく考えてこの外構計画をしていただきたいと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） ありがとうございます。

まさに議員おっしゃるとおりでございます。救急車、緊急時の対策など本当に生活する上で非常に重要な要素がたくさんございます。こちらのほう実施設計、これから詳細設計行うに向けて、買い取り事業者である積水ハウスと綿密に設計のほうを調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず 1 工区から 3 工区までの駐車場の車どめの部分、降雪したときに各割り当てしている人が除雪するのか、町の業者に頼むのか、それによっては車どめが邪魔になるときもあれば、いろんな問題が起きる、どのように考えているのか。

それと、3 工区、栄町、プロポーザルでやったとは思うのだけれども、そういう説明だから、この箇所だけが従来の既存の地盤に建てるようになっていると思う。あとは、曲田地区はみんな曲田開発でそれなりにやっている場所だと思うのだけれども、地盤の調査関係、どのように確認しているのか

ちょっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） ありがとうございます。

駐車場の車止めブロックでございます。こちらのほうも現在提案を受けている中では、詳細につくり込まれている提案ではございませんが、確かにおっしゃるとおり除雪、それからいろんなところで邪魔になる可能性も出てくると思います。こちらにつきましても、工夫を重ねて事業者と調整してまいりたいと思います。

それから、2番目の地盤でございます。こちらのほうは、改めまして地盤調査のほう、これから行いながら必要であれば地盤の改良などを行うという工事も出てくると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、これ駐車場のほうも答弁漏れしていたけれども、業者に頼むのか各自割り当てた人が、年配者の人が朝早く起きてやるのかと思うのだが、そこら辺もしっかり協議というか決めてかからないと、あとは栄町の地盤確認、これもサイディングでやるのか、ボーリングを落とすのか、載荷試験でやるのか、これ事前にちゃんとしておかないと後で問題になる可能性もあるし、場合によっては買い取りだから後々高い単価になるのか、事前にできるところは確認申請出したら役所からどうのこうのではなく、ありとあらゆる角度から事前に調査してお願ひするところはお願ひして進めないと目標の工期が間に合わなくなって、帰町したいと思っても住むところがないということになりますので、その点だけよろしくお願ひしておきます。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。

そのように調査については、万全を期したいと思いますし、それから敷地内の除雪についてのお話もありました。これをどうするのかというところについては、きっちり決まっているものではございませんので、住宅管理の担当となる部署とよく話をしながら、それから基本はやはり入居いただいた方が自分の敷地については管理いただくというのが基本ではございますが、入居者の方々の状況というのもありますので、そこも考慮しながらお話をていきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長、地盤に関して事前にできるのであればという話。

○企画課長（林 紀夫君） 調査については、万全を期すということで当然地耐力の調査については建物設計の中でしていくというところでございます。通常の建物と同じようにやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、災害公営住宅（第2期）の整備計画についてを終わります。

ここでまた、説明者の入れかえのため暫時休議いたします。

休 議 (午前10時37分)

---

再 開 (午前10時50分)

○議長（塚野芳美君） 若干早いですけれども、再開いたします。

次に、付議事件3、帰還困難区域に関する政府方針についてに入りますが、説明の前に複数の部署から出席していただいておりますが、後藤さんに代表してご挨拶をしていただきたいと思います。その後簡単に自己紹介をしていただくことと、説明は着座でお願いします。それから、挙手をしていただいた際に名字を名乗っていただきたいと思います。それでは、後藤さんよろしくお願ひいたします。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 皆さん、おはようございます。きょうは、お忙しいところお時間いただきましてありがとうございます。

まずは、資料の配付につきまして不手際がありましたので、そこはまずおわび申し上げたいと思います。それから、帰還困難区域の話をきょう説明させていただくわけでございますが、帰還困難区域だけでなく、町全体がいまだ避難が続いているおりまして、その意味では毎回私どものほうは、それにつきましておわびと、それからお見舞い申し上げたいというふうに思います。

他方、9月の17日から準備宿泊も開始されたという状況でございまして、一歩一步、黄色、緑のところは帰還、それから復興に向けて足取りが進んでいるわけでございますけれども、その前のいろいろな議会の説明の中でも赤、帰還困難区域はどうなるのだというようなご指摘はいただきていていたところでございます。その中で政府としては、従前ご説明しましたようにことしの夏までに帰還困難区域の方針をまとめたいということの総理の指示をいただいておりまして、その指示に基づき検討を進めてきたところでございます。8月の31日に原子力災害対策本部復興推進会議の合同会議において、帰還困難区域の取り扱いについての方針を政府としてまとめたところでございます。翌9月1日には、復興大臣が内堀知事のところに参りましてその方針を説明し、その後順次各市町村と意見交換を開始しているというのが今の現状になっております。

きょうは、そういう意味で富岡町の議会の先生方と帰還困難区域の政府の考え方を説明させていただこうと、忌憚のないご意見をいただければと思っております。基本的には、まだまだ基本的な方針ということで具体的に本当にどうしていくかというのは、これから町当局とも詰めさせていただきながら、また機会を見て説明をさせていただきたいと思っておりますが、そういう意味では今回は国の中でも環境省、復興庁、それから福島県と一体となって議論し、そして作業を進めて作業の効率化、

加速化をしたいと思っておりますので、きょうも関係部局のほうから担当者が出席させていただいております。そういう意味では、まず私の後に環境再生事務所の坂川本部長のほうから一言ご挨拶をさせていただいて、順次自己紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 環境省福島環境再生本部長の坂川でございます。

環境省において実施してきております除染、それから廃棄物の処理に関しまして、皆様方のご理解、またご協力をいただき大変ありがとうございます。

帰還困難区域に関しましては、以前の全員協議会の場で夜ノ森の約26ヘクタールにつきまして除染などを進めてまいりますと、ご説明をさせていただきました。これに関しましては、そのとおり実施をしてまいる予定でございます。それ以外の、26ヘクタール以外の帰還困難区域に関しましては、本日ここでご説明させていただきます考え方に基づいて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 中嶋さん。

○復興庁参事官（中嶋 護君） 復興庁の中嶋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省参事官（神谷洋一君） 環境省の除染担当参事官の神谷でございます。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム主査（入江 燐君） 内閣府支援チームの入江と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） 福島県避難準備復興局次長の守岡と申します。よろしくお願ひします。

○福島県避難地域復興課主査（菅家昭平君） 福島県避難地域復興課の菅家と申します。よろしくお願ひします。

○資源エネルギー庁事故収束室参事官（木野正登君） 資源エネルギー庁事故収束室の木野と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（中西昭弘君） 福島環境再生事務所県中・県南支所長をしております中西でございます。よろしくお願ひいたします。

○原子力災害現地対策本部参事官補佐住民支援班員（小澤良太君） 原子力現地対策本部の小澤でございます。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 申しおくれました。内閣府の松井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速資料の説明に入らせていただきたいと思います。お手元、資料の配付不手際ございまして、申しわけございませんでした。

3枚紙の帰還困難区域の取り扱いに関する考え方ということでございまして、こちら8月31日の原

子力災害対策本部、それから復興推進会議という、総理をヘッドとする全閣僚出席の会議のもとで政府の方針として決定されたものでございます。以下中身についてご説明させていただきます。

まず、「はじめに」ということでございますけれども、こちらの帰還困難区域についても今ご地元あるいは与党から政府に対して帰還困難区域に対するご要望、あるいは提言といったことが行われております。特に与党については、8月24日に与党の6次提言ということで帰還困難区域をこうすべしということの方針をいただいたところでございます。政府としては、ご要望や与党の提言を重く受けとめまして、この両会議のもとに帰還困難区域の方針を決定したということでございます。

具体的な中身でございますけれども、1ページ目の2つでございまして、帰還困難区域の基本方針の1ということでございますが、まず帰還困難区域のうち5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住をすることを可能とすることを目指す復興拠点というのを各市町村の実情に応じて適切に設定をして整備をするということでございます。また、復興拠点以外にも2つでございますが、国道6号、あるいは広域的なネットワークを構成する主要道路については除染等の整備を行うということ。また、これらについて市町村が復興拠点を整備する計画をつくる、これを県と協議の上で策定しまして、国が認定をするというスキームをとりたいということであります。また、整備に際しては除染とインフラ整備、これを一体的かつ効率的に行うということで、なるべく速やかな整備を進めていくということでございます。

また、1枚おめくりいただいて2ページですけれども、5つ、「復興拠点の整備が概ねできた段階で当該地区の避難指示を解除する。」ということでございます。また、拠点設定に際しては今帰還困難区域ということで立ち入り規制がかかっている状況でございますが、特に復興拠点については事業所の再開とか、いろんな事業の新設が進むということでありまして、規制緩和の立ち入り規制についても要件の見直しというのをあわせて行ってまいりたいということでございます。これらを実現するためには国としては法律、あるいは予算等を整備をすること、それから7つでございますけれども、帰還困難区域の避難指示解除準備区域、あるいは居住制限区域の見直しというのは今回は行わずに、復興拠点を整備がおおむね整った段階でこれを解除するということを我々としては考えております。区域見直しを行わないことによって、風評被害が残るという懸念がありまして、これが町の復興の足かせとなることがないようにあわせて国としては風評対策、これも適切に講じてまいり所存であります。

また、8つでございますけれども、復興拠点を整備をするということでございますが、当初復興拠点が整備の対象とならなかった地域、復興拠点外地区というふうにこの中では申し上げておりますが、こちらについても中長期的な復興に向けて市町村が今後の整備方針の方向性を含めた全体の方向性、全体構想を策定した場合には国としてもこれを踏まえて浜通りの復興のための施策につなげるということでございます。また、市町村は全体構想を念頭に置きながら放射線量の低下状況、あるいは当初の初期の復興拠点の整備状況といったものを踏まえて、この計画というのを見直すことが

できるということあります。また、8ほつの3つ目のパラグラフですけれども、復興拠点外地区であっても伝統や文化のシンボルであると、あるいは人が交流する拠点といった場合には国はこれを支援していくということあります。

それから、9ほつでございますが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の住民側の観点で、こういった方々が安心して帰還できるということで、これは区域の宅地に隣接する部分の帰還困難区域については、国が対策を講ずるということでございます。

また、3ほつの以上の具体化に向けた検討課題ということでありまして、2ページ目の1ほつでございますけれども、帰還困難区域の中に復興拠点を設定することが困難な市町村については、ふるさとへの帰還を望む住民の思いを受けとめながら実情に応じて国がいろんな支援のあり方を検討するとさせていただいております。また、復興拠点の整備に当たっては除染やインフラ整備は確実に行われるよう国が責任を持って前に進めるということ、これは限られた期間で集中的に整備が進むように国、県及び市町村が連携をしまして公共事業的な観点からインフラ整備と除染を一体的に進めるということを、特に地元のご意向を踏まえながら検討していくということであります。また、必要に応じて政府あるいは関係行政機関の対応能力、これを市町村に提供しまして集中的な整備を迅速かつ効果的に行うということで、例えば市町村への人的支援とかそういったものも国としても必要に応じて進めていくという所存であります。

それから、3番目、ふるさとへの思いを持ちながら地元を離れて生活をする方々に対しても中長期にわたるきめ細かい支援を行うということであります。特に避難先での生活再建の支援強化といったものを検討するということあります。また、検討に際しては故郷喪失による精神損害の一括賠償、あるいは住居確保損害といった必要な賠償制度については既に措置をされているということを十分踏まえて、生活支援策といったものの検討を行うということであります。また、里山再生のモデル地区こちらについては復興拠点整備の進捗等に応じて帰還困難区域に実施するといったことも将来的には検討するということで、将来的にそうなるように検討していくということでございます。

「おわりに」でございますけれども、こういった基本方針に基づきまして帰還困難区域の復興事業こちらについては29年度のできるだけ早期に着手できるように、地元とも十分に議論しながら、施策の具体化を進めてまいりたいというふうに考えております。また、帰還困難区域、これは福島の復興の重要課題ですので、たとえ長い年月を要するとしても、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除すると、復興再生に責任を持って取り組むという決意のもとでさまざまな課題に国としても誠意を持って取り組んでいくということでございます。

なお、資料にございませんけれども、当日の8月31日の会議の場では、総理からも関係大臣全員が帰還困難区域の復興に一日も早く着手するということで、地元の意見を踏まえながら年末をめどに具体策を検討し、関係法案の次期通常国会の提出、あるいは来年度からの必要な予算措置について作業を進めるべしという指示が出ておりますので、次期通常国会の提出に向けた法案、あるいは予算の検

討というのを今鋭意進めているということあります。また、帰還困難区域以外の地域についても、これは従前からありますけれども、来年3月までに避難指示を解除できるように引き続き環境整備に取り組むべしと、あるいは関係大臣が閣僚全員が復興大臣であるという意識を共有して、現場主義を徹底して全力で被災地の復興に取り組むべしといったご指示もありましたので、あわせてご報告をさせていただきたいと思っています。

私からの説明は以上であります。ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 繰り返しになりますけれども、そちらからいただいた説明出席者の名簿の中で先ほどご挨拶いただきましたけれども、相当数の人数が抜けておりますので、必ず名字を名乗っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 帰還困難区域の中の取り扱いということなのですけれども、今現在町で整備計画をして県と協議でというふうな形になっているわけですけれども、国としては復興拠点というのをどういうような位置づけで、例えば私のところは帰還困難区域の中にあるのですが、我々がそこに帰って住んでくださいと言われることが当然復興拠点ではなくて、当たり前のように住める状態にして返してもらうのは当たり前のことなのです。しかも、その中で里山再生のモデル事業という、これも帰還困難区域の中もまたモデル事業という位置づけのままで、言葉悪いのですけれども、逃げようとしているのでしょうか。当然帰還困難区域の中であっても、もう里山のところをやらなければだめだという意見は、方々富岡町だけではなくて、方々福島内全域から出ているわけで、なおかつ帰還困難区域を一括的に解除するという方向でいくのであれば、決まったところは林地であろうが何であろうが、全てきちんと除染をして引き渡ししていただきたいというふうに感じるところが強いのですがその辺の考え方、基本的な考え方はどういうふうに考えているのですか。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

おっしゃられるとおり政府の3枚目の方針の中でも、政府としてはたとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除できるように取り組むということありますので、長い年月、いつになるか今時点では申し上げられませんけれども、そういった思いで政府としても取り組んでいくということでございます。ただし、今回はまず5年をめどに線量の低下状況、あるいは人が戻ってお住まいになられる人口とか、あるいは拠点の可能性とか、例えばお店とかそういうものの可能性といったものも踏まえまして、そういう復興拠点といったところをまずこの5年の間に整備をさせていただきたいということあります。ただ、おっしゃられたとおりそれ以外の部分についても、これは富岡町さんからもそういったご要望もいただいておりますし、そういうことも踏まえて、拠点外のエリアについての、別に国としては何もやらないというわけではなくて、まずは復興拠

点の整備をさせていただきながら、中長期的な先の部分についても引き続き検討していかなければならぬと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 当然我々は、住んでいたところを避難指示で出てきたわけなので、また居住地として考えるという立場はわからないわけではないのですが、土地というのは別に宅地は決して人の住む住宅地ばかりが宅地ではなくて、いろんな意味での宅地というのがあると思うのです。基本的に建物が建てば全部宅地ですから、それに付随したところが出てくるわけで、何か住む人がいない、住まないと拠点整備ではないような感じが受けとめられるのですけれども、そこをはっきりさせておきたいのですが、帰還困難区域の中の土地をきっと活用できるようにする、それは戻って住むということだけではなくて、その土地をきっと活用すれば、それは居住ということ、住むという意味の居住ではなくて、人がそこに昼間の時間でも何でもいいのですけれども、そこにいるというところでそこに住宅がなければ復興拠点ではないという形というふうに考えてよろしいのですよね。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

必ずしも住宅だけというわけではありませんで、復興拠点のイメージとしては例えば公共の公益施設とか住宅とか商業施設等といった町の中核をなすような集積地をイメージ、市街地を想定しておりますし、例えばその中で居住される方が農業をやられるとかいった場合に、そういった方の農用地とかそういうことも一概にそれは排除されるものではないということでありまして、そういった土地の利用目的なんかも踏まえて、これはちょっと町とも相談しながら区域の設定ということを進めいくことになると思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 県の方もいらっしゃっているので、ちょっとお聞きしたいのですが、今国では大きなスキームを決めて県もある程度間に入るような形になっているわけですけれども、県自体は富岡町の帰還困難区域に対してどういうようなスタンスできちつとしたサポートをしてくれる体制になっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） 現在の県のほうの取り組みでございますけれども、県を挙げまして避難地域、こちらのほうの12市町村の復興のために、さまざまな復興のための課題があるかと思います。その際、全庁を挙げまして一つ一つの課題、それを解決するために我々、まずは避難地域復興局が窓口になりますて、それぞれの関係部局の者と一緒にになって対応をさせていただいている、そんな状況でございます。

○6番（遠藤一善君） 議長、帰還困難区域のことについて質問したので、全体の話ではないので。

○議長（塚野芳美君） もう一度質問してください。

○6番（遠藤一善君） 全体のことはわかります。帰還困難区域に対しての取り組み。

○議長（塚野芳美君） 守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） 大変失礼いたしました。

帰還困難区域の対応につきましては、現在こちらのほうの方針が今出されたところでございまして、これについて今後もちろん国、あと町のほうの考え方、そういったものをさまざまお聞きしながら、その中で県としてしっかりと果たすべきところは何なのか、さまざまな計画づくりであればそれなりのセクションの者を我々集めまして、いろいろと対応はさせていただきたい、そんなふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私も6番議員と同じく帰還困難区域に居住している者なのですけれども、この帰還困難区域を復興の拠点として拠点整備するというお話なのですけれども、かなり私の住んでいる部落はもう解体だよと、戻らないよという人がかなりいます。これは、国もアンケート調査やっているので、それはわかると思うのですが、そういった状況の中でどういうふうにすれば拠点になるのかなと私疑問あるのです。富岡の場合に曲田地区を今拠点整備としてやっていますけれども、戻らない住宅は解体する、そういったところを何の拠点にするのかなというふうにちょっと私疑問あるのです。その辺帰還困難区域に将来にわたって解除するということになれば、当然1Fの溶融デブリの燃料をどうするとか、あとは帰還困難区域の山林の除染はどうだとか、森林火災があったらそこに住んでいる帰還困難区域の人たちはどうなるのかとか、リスクを、最大限に不安を取り除いてからの話なのかなと思うのだけれども、何か解除する、解除するという言葉が先行して、こういった問題はこのように解決しますよというものがおくれてきているというか、全く聞こえてこないのが残念なのです。その辺を明確にしながら、というのはやはり今線量が下がったというこの資料の説明なのだけれども、下がったとはいってもやはり私は0.23を目指しているので、ということになれば今現在10倍くらいの線量のところもあります。そういった中でモデル除染なんかからいけば、6割は戻っても今の除染の作業方法では4割は残ってしまうわけなのです。そういった中でそこで作物をつくって生活するわけですから、今までの解除準備区域なんかとは全然レベルが違うところに突入するので、やはりもっと明確に何度私たちがこういった席でフォローアップ除染はどの程度やるのですか、線量幾ら以上は全部きれいにしてくれるのですかと言っても線量も明確にしないで、とにかく解除ありきでは困るので、その辺のリスクに対する考え方をどれだけ考えているのか明確にお願いします。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

今回は、全体の政府の方針ということありますので、まさにおっしゃられたとおり今後この復興拠点を整備して、またかつその先の話としてその部分の避難指示を解除していくという段階になれば

それはきちんとそれに際するリスクといったものも政府としてはきちんとご説明申し上げる必要があるとは思っております。現時点できちんと実際に人がお住まいになられる、避難指示が解除された時点の状況というのを、なかなか確たることを申し上げるというのは難しいのですけれども、少なくともこの復興拠点の避難指示を解除する際には、今のほかの避難指示解除準備区域とか居住制限区域と同様のいわゆる3要件といったものを踏まえながら、その安全性といったものをしっかりと判断をしていきたいと思っております。それに対しては、当然除染といったことも一つ大きな鍵だとは持っていますので、そこの部分の線量が当然きっちり下がっているということも確認しながら、実際に人に戻っていただきたいということは当然それは居住制限区域とか避難指示解除準備区域と同じようにやっていくということかと思っております。

○議長（塚野芳美君） 木野さん。

○資源エネルギー庁事故収束室参事官（木野正登君） 資源エネルギー庁の事故収束室の木野と申します。よろしくお願ひします。

第一原発の状況ということで特にデブリの取り出し、これは今2021年から取り出しを開始するというスケジュールで研究開発を進めてございます。最も大切なのは作業員、それから住民の皆様への安全ということであります。当然のことながらデブリ取り出しの最中とか取り出した後も含めてですけれども、住民の皆様に被曝を与えてはいけないという観点から、安全性を確保した上で取り出す。また、取り出した燃料はまずは敷地の中に保管をして、その後研究をしてどういう最終処分方法を検討していくかという研究開発をやっていくということでございます。繰り返しになりますけれども、住民の皆様に被曝をさせない取り出し方法、これを研究開発していくということが肝でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 松井さんのほうの回答なのですけれども、解除する際は居住制限、解除準備区域と同等にいろいろ精査しながらやっていくということなのだけれども、私は除染の入り口の段階で線量の高い阿武隈山系の森林の除染、これはやりますよとか、やりませんよとか、火災になつたらどうするのですかと質問しているのだけれども、とりあえず帰してしまえでは困るわけだから、こういうふうなことになつても大丈夫だよという前提で避難指示解除すべきだと私は思うのです。今質問は、こういうリスクもあるのではないかと言つても、やはり今これから解除する居住制限、解除準備区域と同じですよではないの。そういう今までのところよりもかなりハイリスクのところの住民の解除をするわけだから、それなりの覚悟がないと拠点整備という言葉でばんばん行つてしまえでは困るのです。その辺がちょっと説明が足りないなと思うのです。国は、かなり解体を希望で戻らない人が多いところを拠点整備として除染しますよと今言つているわけだから、結局建前は立派なのだけれども、中身が伴つてこなつたら何にもならない計画だと私は思うのです。除染しないでくださいということではないの、確かに帰還困難区域でも自分の財産の保全で草むしりとか何かに帰つたときに、水飲んだり休憩したりしたいから除染してほしいというのは多いのです。ただ、国が言つてい

る拠点整備というところまでいくとちょっと違うのだ、住まないよと。いわき、郡山に住んで、自分の家は大事に管理していくよという人たちが結構いるのです。そういったところが拠点としてどうなのかなど、拠点とはちょっと言えないのではないかという思いがあるので、こういう質問させてもらいました。

あと、今原子力の溶融デブリの管理の問題、それはモニタリングとか何かで被曝しないようにする、これは当然の当たり前のことなのです。当たり前のことなのだけれども、これから帰った住民が安心してそこに住み続けるためには、石棺だとか一時そこにとめ置くとか、そういうことではなくてちゃんとした高レベル廃棄物、使用済みから、溶融デブリから、原子炉本体から、こういったものは40年間かけて解体したり取り出したりしますけれども、最終処分場が決まっていない段階においては当然1F構内に置かざるを得ないわけだから、これは中間貯蔵という言葉、最終処分場が決まるまで仮置きというけれども、100年になるか1,000年になるか1万年になるかわからない話なのです、決まっていないわけだから。そこが最終処分場になるかもしれないわけだから、そういったときに地下300メートルに仮置きするよとか、そういう具体的なものがなくて枕元にそういうものはあるけれども、大丈夫だからねと言われているだけなの、きっちりした明確なこのようにしますというものを示しての拠点整備でないと安心して戻れないのではないかという質問なのです。その辺もう一度。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　ありがとうございます。

私の立場から申し上げると、どうしても解除を急いでいるように受けとめられてしまうのかもしれないのですけれども、私としては帰還困難区域の解除ありきで何かを進めているということではございませんで、今回は全体の方針ということであります、これを踏まえて復興拠点の範囲を設定させていただいて、その整備をまずはしっかりと進めていくということが重要かと思っています。ただ、実際に人が住むに際しては、おっしゃられるとおりいろんなリスクといったものもありますし、帰還困難区域はほかの区域に加えて当然線量も高いということありますので、戻って住まれる方が安心して住んでいただけるような線量を下げる取り組みといったこと、これは除染に限った話ではなくて、今回インフラ整備と除染を一体的かつ効率的に行うというようなことも方針の中でございますので、そういった公共事業的観点といったものも使って、しっかりと安心して戻っていただけるような取り組みをしていく 것입니다。実際に人が戻られる際には、そういったことの説明もすることが当然のことだと思いますし、何か住むことが前提となって国が強引に進めているといったことはないように我々としても丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。

○議長（塙野芳美君）　木野さん。

○資源エネルギー庁事故収束室参事官（木野正登君）　ご質問ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、まずは取り出したデブリ、これは構内に厳重に保管します。これはちゃんとした建屋の中に入れます。今でも使用済み燃料とか取り出したものは使用済み燃料供用プ一

ルという建屋の中に入れて保管をしております。つまりは、放射線が外に出ないようにということで、厳重な建物の中に保管をします。その中にデブリがどういう性質を持っているかというのを研究して、最終処分の方法を決めていくということでございまして、そこは最後まで国が責任を持って最終処分までやっていくということは申し上げたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　松井さん、一つは例えば森林火災とか、それからもう一つ今具体的な話があったのは人が住む可能性が低いのだけれども、それでも拠点としてよろしいのかということも聞いていますので、お答えください。

松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　失礼いたしました。

森林火災のリスクといったものについても、今後は実際の範囲を設定する中には今ご指摘がありましたが、そういう点も踏まえて実際に人が戻られた先にはそういうリスクについても検討していかなければいけないなと思っております。

それから、もう一つ人が戻らない点、これは先ほど冒頭の遠藤議員のご質問にもございましたけれども、実際にはそれ以外の商業施設とか、例えば農地とかそういうものも含まれ得るということでありますので、今いただいたご指摘も踏まえながら実際の拠点の範囲設定の際には、また町とともに検討してまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君）　7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　松井さんのほうにまた質問させてください。

確かに人が住む、住まないも要件の中、あとは農地とかそういうのも要件の中という話なのですけれども、ぜひ町からも復興拠点として整備したいという申し入れが国に上がるかなとは思うのですが、国は国なりにやはり帰還困難区域の住民に対する意向調査、農業やっている方、お店をやっている方、あとはそこに住んでいる方のいろいろな意向を聞いて、本当にこれで拠点になるのかなと、そういうような下準備、アンケート、これはきっちりやってください。

あと、エネ庁の方なのですけれども、放射能が漏れないように管理する、これは当たり前なの、当たり前のことを当たり前に答える、それはそれなりなのかもしれないけれども、私が聞いているのは将来の道筋が不透明なところが多い。今までの原子力政策の延長で来ているから、トイレなきマンションの延長なのです。だから、1F構内の倉庫に仮置きしておきますって、すごいデブリ燃料とかそういうものを仮置きしています、そこにあるのです、10キロいたらもうとんでもないものがあるのですよと、そういうところに帰るわけだから、だからそういう優秀な答弁ではなくて、具体的にキャクスに入れて300メートル地下に仮置くと、ほぼ最終処分場に近いような形で保管するよとか、最終処分場が決まるまで。何か最終処分場を徹底して漏れない対策をやって、地下300メートルに入れるけれども、仮置きは簡単に倉庫の中に入れておくよと、そんなふうに聞こえるの。レベルは同じでなければならないのだ。その辺の帰る人に対する安心感のレベルがうんと低い。本気で考えているのと

言いたくなるような答弁だから、もう少し具体的に答えてもらわないと困ります。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　ありがとうございます。

意向調査については、昨年の8月にも復興庁がやっているものがございますので、今いただいたご意見として今後のやり方にどうできるかというのを考えてまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　木野さん。

○資源エネルギー庁事故収束室参事官（木野正登君）　仮保管の方法、これはまだ正直言って決まってはいないです。ただ、仮置きでございますので、建屋の中の地下の階か地上の階か、その辺はまだ具体的に決まっておりません。これは、またある程度決まりましたらお知らせしたいと思いますけれども、とにかく放射線が漏れない形で厳重に保管すると、そこは当たり前ではございますが、大前提でございますので、保管方法は具体化したらまたちょっとご説明させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君）　困難区域を復興拠点整備をして5年をめどに解除ということなのですが、先ほどからもお話るように、人が住む環境にするというのは私もなかなか難しいのではないかと思います。やはり事故から数えますと10年を超えるということですので、10年後に帰るというのは本当は現実的には難しいのではないかと私は感じております。その中でこの復興拠点の整備ということなのですが、困難区域というのも6つぐらいの自治体があるかと思うのですけれども、この6つの自治体にそれぞれ復興拠点をどういった形でやるのか要望を聞いて、それを調整して拠点が決まるかと思うのですけれども、私自身個人的な思いなのですけれども、今までも拠点ということで困難区域以外でいろんな拠点ができていますけれども、それぞれの町村に1つ、2つずつ点在して拠点といつても規模が小さくなると思うのです。ですから、いいかげん国としても例えば6つの町村の中で例えば協議会のような形のものをつくって、そこで大きな拠点を1つ困難区域につくるということが今後の双葉郡のためにもなるかと思うのですけれども、そういうことは国としては考えていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（塙野芳美君）　後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤　収君）　ありがとうございます。

実は、帰還困難区域があるところは7市町村あります。それでそのうち南相馬と葛尾と、それから飯館というのは帰還困難区域がある意味で区域の中の比較的周辺部になっていまして、そこに拠点をつくること自身は結構難しいだろうなと我々も思っていますし、各市町村もそういう認識になっています。これは、先ほど資料の中の3ほつの（1）で帰還困難区域の中に拠点を設定することが困難な市町村は柔軟にやっていくというような趣旨のことを書いてあるのですけれども、そういうところは拠点は難しいので、拠点をつくるないでどうやってやっていくのかということをこれから正直各町と

議論をするということになります。他方残りの比較的それなりの分量のある、双葉、大熊みたいにはほとんど全部が帰還困難区域だったり、浪江にしても富岡にしてもそれなりの面積と人口を抱えているようなところにおいては、帰還困難区域の中で要は優先的に集中的にやっていくところはどこかというふうに決めてやっていくと、それがある意味でここで言う拠点という表現になっていまして、郡全体の拠点という感じよりはその部分についてどこをやっていくかという意味の拠点というふうに捉えていただいたほうがいいと思います。

したがってそういう意味では双葉の町、大熊の町もまず帰るときにここをまず集中的にやって、そこから帰っていこうというところがあって、例えば大熊で言えば大川原の次には下野上というふうになりますし、双葉の場合で言えば双葉駅の駅西から駅の東に向けてというようなところになってくると思っておりますけれども、そういう意味で各町、各町で帰るための旗を立てていくという感じになるのです。双葉郡で1つというよりは、そういう大きな郡全体の拠点というよりは各町でどうやって優先的に帰っていくところをつくっていくのかなというような議論だとご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今の本部長の答弁ですと、やはり帰るための拠点というお話でありますけれども、先ほどの松井さんからはそれだけではないというお話もありましたので、ちょっと話がごっちゃになっているところがあると思うのですが、そうであれば例えば帰還困難区域に帰るための施策と、それ以外に帰還困難区域で事業をやっていくとか、企業を立地するとか、それは別に考えていいかないといけないことだと思うのですけれども、その辺が今の説明を聞いていますとちょっとごっちゃになっていまして、混乱することがありますので、その辺をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 帰るためというより、その拠点の中に例えば事業をやるようなところ、これは商工業だけではなくて農業も含まれると思いますけれども、そういう部分についても拠点と位置づけて、その中でそこは集中的に解体や除染やインフラ整備なんかをやっていくことになります。ですから、帰るためだけというよりはそこである意味でなりわいも当然のことながら一緒にやらないといけないものですから、それまでできるような環境をつくって、そういう意味では最終的にきれいにして再整備をし、そしてある意味解除の議論に向いていくという感じになっていくと思います。そういう意味では、先ほど松井が説明したようにそこで住むことだけを目的にすることではなくて、一応なりわいもできるような形にしてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） おっしゃられていることは十分承知しているのですが、各町村から見れば、私も富岡町に携わっている者ですから、そういうことを考えていかなくてはいけないということは十分承知しています。ただ、避難して10年も過ぎてまたその町に戻ってやろうかといったら何人いるか

それは本当にどんどん、どんどん減っていくわけですよね。ですから、そういうことも踏まえて今後この双葉郡もいつまでも同じ小さい町村があるわけでもありませんので、国はその辺をもうちょっと先々を見据えて、例えば合併を前提として拠点づくりをしていかないと、それぞれそういうものがいろいろできただとしても、それを維持していくことが多分できないと思うのです。そういうことを考えていただかないと、今もいろんな補助金、各町村に出ていますけれども、やっぱり補助金があればそれは町としてもやりたいという気持ちはあります。ただ、先々を考えるとやっぱり不安な面はたくさんあると思うのです。そういうことを国もそうですけれども、あとは県です。県のほうももっと双葉郡の今後のことを考えていただかないと、やっぱり国と県がそれぞれ町村で直接やりとりしているとほかの町の状況もわからないですし、同じものができてしまうこともありますので、そういうことは今後必要だと思いますので、その辺特に県のほうもやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） まさにおっしゃるとおりだと思っていまして、人口が従前の震災前の状況には戻らない。そのためにどうやって再生していくかと、ある意味で外から人を入れていくというようなこともやるためにイノベーション構想とか、企業誘致とかもやっていかなければいけないのですけれども、やったからといって昔のように各町々が同じような形でやっていけるのかどうかと、これはやはり議論しなければいけないと思っております。そういう意味では、当然我々というより各8カ町村皆さんの中、村当局なんかは我々よりよっぽど危機感があって、しっかりと頭の中で将来像を見据えていただいていると思っておりますし、それを国がどうサポートしていくか、ある意味で財政支援のあり方をどう考えるかとか、それからあとどういうふうに全体をうまく回していくために役割分担していくかというのはあると思います。今合併というお話を出ましたけれども、さまざまな選択肢があると思っていまして、いろいろなやり方はこれはある意味で地元とよくご相談しながら、やはり双葉郡全体がどうやったら本当に再生できるかというのは、一緒になって考えたいと思いますので、またそこはご指導いただければと思います。

○議長（塙野芳美君） 守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） ありがとうございます。

県といたしましてもまずは地元の方、それとあと市町村の方がどのようにお考えなのか、その辺が一番重要なと思っております。その辺をしっかりと広域自治体の県としてしっかりとお聞きしながら言うべきところは国に対して物を申しながら、地元に寄り添った形で一番いい方向になるように、我々一緒にになってそこは考えていきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 困難区域の拠点整備の中で除染しますよということで私非常に喜んでいるの

ですが、私も困難区域なのです。一つしつくりいかないのが拠点整備として位置づけなくても農地とかそういう部分、山林とかそういう部分で利用できる部分あれば除染しますよということなのですが最終的には全体的に除染しますよということだと思うのです。ただ、拠点整備あれば少し早く進むと思いますが、拠点整備から外れている部分に関しては将来的に戻れるようにするということですが将来的というのが何年くらいかかるのか。例えば富岡で言えば拠点整備、夜ノ森地区当然上がってくると思いますが、それは5年の中で国が責任を持って除染しますよと、それで線量下げてできれば困難区域は解除できるような状況にしたいということをはっきりうたっていますが、そのほかの部分はどのくらいかけて国はやるつもりなのか、その辺もぜひ聞きたいと。といいますのは、我々の年代から言えば、元気でいられるのはもう5年、10年の話だと。亡くならなくても、もうどうでもいいような状況になると、そういう意味で言うとにかく一日も早くやっていただきたいと、そういう思いがありますので、ぜひ住めなくても戻れるようにだけは、自由に入れるようにだけは一日も早くしてほしいという考え方ありますので、ぜひお願いします。

あと、今回の拠点整備の除染に関しては、私は県が重要な位置を占めるのかなと思うのです。先ほどの答弁を聞きますと、今から始まるようなこと言っているのです。今から市町村のいろんな要望を聞きながらなんて言っていますが、今まで困難区域の除染してください、例えば富岡で言えば夜ノ森地区の除染を早急にやってください、桜通りの除染を早急にやってください、いろんな部分で町からは要望上がっていると思うのです。国にもそういう要望上がっていると思うのです。どういう方向でどういうふうに進めていただきたいかということは、十分県のほうでは聞き取りしているはずなのです。それ今からもう一回聞き直しですか、ゼロに戻って。そんな甘いことやっているから進まないです。今からそんなことやっていたら、最後のおわりにというところに、平成29年度の早い時期に始まりたいということをうたっているのにできるのですか。早い時期、4月1日からでもスタートできるように県では今までとっくに取りまとめておかなければならぬのです、と私は思うのです。そういう責任が全く見られない。

あとは原子力災害対策がきのう葛尾でふたばワールドやりましたね。私非常に情けなかったのですが、復興大臣すばらしい挨拶いただきました。挨拶の中で山古志の牛はヘリコプターでつって涙流すと思いました。では、相双地区20キロ圏内はどうなのですか。総理大臣が屠殺命令出したのでしょうか、それで誰か涙流したのですか。何復興大臣が全大臣が復興大臣と思ってやれと、そんな言葉は何とでも言えるのです。そういう一つ一つの思いをしっかりと受けとめてもらって、計算抜きでとにかく除染してもらえば下がるのです。それをみんな上の人から総理大臣からきちっとおろして、末端まで散らばせて一日も早く真摯に受けとめて始まってもらいたいというのが私の要望です。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

1点目のご指摘でございます。復興拠点のそれ以外のエリアいつごろなのかということでございます。本当に申しわけありませんが、現時点において復興拠点の帰還困難区域全体の先の見通し、これをお示しするということはなかなか難しいのかなと思っておりまして、我々といたしましては事故後5年半が経過して線量だけではなくて、いろんなインフラも損傷しているという、この帰還困難区域の中でまず5年かけて復興拠点を集中的に整備をしていくということで進めてまいりたいと思っています。ただし、この方針の中でも復興拠点外地区になったところについて、それで終わりということではなくて、2ページ目の8ぱつにございますとおり、まず全体構想を市町村が定める場合には、これを国も浜通りの施策につなげるとか、あるいは当初の計画も他の整備状況が進んでいった中で柔軟に見直すということもできることになっておりますので、その辺まずは復興拠点を集中的にやるということでございますが、それ以外の復興拠点外地区についても国としてもこれを町と相談をしながらいろんな例えまずは構想を描くとか、そういったことも含めて何ができるかというのをちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長（塙野芳美君）　守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君）　どうもありがとうございます。

県といたしましても今まで帰還困難区域、こちらにつきましてはなかなかいろいろな方針が出てこない、そういうものを早期に示すように、またはさまざまご地元のほうからありました除染の関係、またはインフラ整備、そういうことについてはお伺いしながら、そこは国の方に申すべきことは申してきたつもりでございます。さらに、今回先ほどお話、舌足らずで申しわけございませんが、こういった方針が出てまいりましたので、県としてやるべきところ、そこをしっかりと考えながらこういった方針に基づいてしっかりと取り組んでいこう、今までやってきたところは我々地元の方のお声をお聞きしながらさまざま調整はさせていただいたと考えております。

○議長（塙野芳美君）　中嶋さん。

○復興庁参事官（中嶋　護君）　先ほどきのうの葛尾ワールドの復興大臣のご発言の件でございますけれども、山古志の牛の話を持ち出したのは、それぐらい一生懸命やっていくのだという文脈で大臣も申したと思うのですけれども、事実としては今先生おっしゃったとおりでございますので、こういうご指摘があったということは庁にしっかりと持ち帰りたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　松井さんの件に関しては、復興拠点を優先的にやっていくと、あと順序を踏まえて復興拠点から抜けた部分も国の方針としてできるだけ早く考えていくということで私は理解はできるのです。そういう意味で、とにかくスムーズに除染を先行してもらうということでお願いします。

あと、除染の問題なのですが、国ではそう言いつつ言葉で逃げている部分がいっぱい私はあると思うのです。私よく言うのですが、町長は29年4月、早ければ解除という言葉をよく出します。29年4

月解除ということになれば、困難区域との境目の50メートル、今富岡町で言えば二橋から王塚の点滅信号まで50メートル除染始まっていますよね、困難区域の50メートル。では、そこから太平洋にぶつかるまではどうなのだということになると、国のはうはまだ方針出していないと、それはどういうことなのだか私は理解できないのです。この9番にも書いてあるのです。避難指示解除準備区域及び居住制限区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても国は対策を講ずる。対策を講ずるというはどういうことかというと、多分除染をするということだと思うのですが、今私が言った王塚地区から太平洋までの困難区域の50メートル、これどうなっているかお答え願います。

あと、今の県の答弁ですが、私どうしても理解できないのが、国なり復興庁なり環境省なり要望するときには要望事項がしっかりと決まって、こういうふうにしてほしいという事項が決まって私は要望しているのかなと、町としても多分県とか国に要望しているのはどういうふうにしてほしいということで決まって要望しているのだと思うのですが、県のはうは繰り返しになりますが、今からいろいろまだ情報をとったり、話し合いをしながらやっていくということでは私は遅いと思うのです。もう今の時点で決まっていなければならないと思うのです。決まっていて要望して国が動き始めたのだから、即に動けるような状況になれるのかなと私は思うのですが、その辺ちょっと理解できません。

あと、復興大臣の件ですが、今の答弁のように私も理解はしています。ただ、山古志の牛、ヘリコプターでつり上げて涙流すような思いしたと、まさにそのとおりだと思います。では、我々の牛はどうしたのだと、牛を除いても我々はどういう思いしているのだと、山古志は整備すれば戻れるのです。我々のところもセシウムを取り除いて早く戻してくださいということです。そういう思いでいっぱいですので、大臣の言った意向はよくわかりますので、ぜひその思いを12市町村に向けていただきたいと、そういうことでひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、境界部分の除染についてでございますが、今議員からご指摘あったように、夜ノ森のところにつきましては境界の部分、約50メートル前後です。その部分について既に除染を始めております。この部分については、従来から町のはうから境界の部分をということでご要望あったのですが、その時点では境界の部分という位置づけではなかなか除染ができないので、そこも復興の拠点であると、こういう位置づけでもって除染をしましょうということで今進めているという、そういう状況でございます。今回この考え方の中に示されておりますように、宅地に隣接する部分について国は対策を講ずると、こうなりましたので、ようやくこのような考え方まとまりましたので、私どもこれを踏まえて境界の部分について、どこをどのように進めていくのか、今後また町当局ともいろいろご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。ですので、ちょっとこのタイミングが少し異なることになりましたけれども、私どもとしても町のはうのご意見よく聞きながら、これから対応してまいりたいと考えてお

ります。

○議長（塚野芳美君） 守岡さん。

○福島県避難地域復興局次長（守岡文浩君） 県といたしましても、今回の帰還困難区域の方針、こちらの決定に際しましてはまず与党のほうの与党提言から案が示されたわけでございますけれども、その際各市町村の方のご意見はどうなのか、そういったご要望はどうなのか、そういったものをまずは我々それぞれの市町村にお伺いさせていただきながら、ご要望を取りまとめさせていただいて、8月17日には県としての全体の要望もさせていただいたところでございます。今後も我々まだまだ至らないところあろうかと思いますけれども、今後も町に寄り添いながらさまざま一緒に復興に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 困難区域の取り扱いということなのですけれども、その前段に準備区域、居住制限区域、これきっちりまだ着手はしなくても着手するのですよと、29年4月に向かって。その宿題今私も3つ出していったうちの1つ今、13番議員さんのほうの答弁で納得はしたのだけれども、持ち帰ったまま須田課長は何も言ってこなかったのだ。須田課長は、宿題持っていったでしょう、前の前のときに、何にも言ってきませんから。

それと、高速道路、JRのほうは別紙のほうで今4工区にわたって大熊より楢葉より1、4工区はJRのほうの工事で発注してやっていると思うのだけれども、真ん中の2、3工区、環境省でやるようになつたと聞いたのですけれども、ひとつ安心はしているのですけれども、その高速道路も同じパターンなのです、切り土分にしても盛り土分にしても。JRやって高速道路やらないというのはちょっと理にかなわないのだけれども、そこら辺の今現在の進み方、困難区域に向かっての考え方教えて。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、宿題をいただいているということに関しましては、いま一度よく確認をした上でなるべく早くご説明できるようにしたいと思っております。大変申しわけございません。

それから、今JRのお話がございましたけれども、これはJRの線路の斜面の部分の除染のことだと思いますけれども、これに関しましては今JRとまだ調整中でございまして、JRのほうでどこまでできるのかということを確認した上で、ここについても来年の避難指示の解除に向けて支障にならないようにきちんとまた対応をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。いずれにしましても、私ども今フォローアップ除染も含めまして、今年度中に行うべきところ、これはできるだけ早く対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 町長、この困難区域の取り扱いについての件に対してございますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 町としても困難区域の除染につきましては、今回与党提言の6次提言が出る前から、町をもとどおりにしたいという考え方で鋭意要望を重ねてまいったところであります。今回このような取り扱いに関する考え方が出てきました。そういう中では、先ほどから議員の皆さんも拠点と位置づける部分しかやらないのかとか、いろんなことがあります。富岡町としては困難区域、これ面積的には5分の1ですし、それから人口的には3分の1ありますから、当然全ての地域で除染は完工していただきたいというふうに、これは町からはもう何度も要望しておりますので、これらについても皆さんのお力をかりながら、これからもこの意思については変わるものではありませんので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして付議事件3、帰還困難区域に関する政府方針についてを終わります。

国及び県関係の皆様には、ありがとうございました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 (午前11時57分)

---

再 開 (午後 零時59分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

3番まで終わりましたので、その他に入ります。

その他の件つきまして、執行部何かございますか。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お手元にJR夜ノ森駅（つつじ撤去）についてということで資料を配付させていただきました。こちらにつきまして説明をさせていただきます。説明は着座にて失礼いたします。

JR水戸支社より夜ノ森駅の除染工事に伴い、構内のツツジを撤去したい旨の提案がございました。これに対しまして、町の方針としまして以下のとおりでございますので、ご説明をさせていただきます。

まず、JRからの提案のポイントでございますが、駅構内の除染工事につきましては11月中旬には準備に入り、11月下旬には着工したいというような提案がございました。除染の方法としましては、別紙をごらんいただきたいのですが、1、施工図の右側、切取区間ということになってございますが、構内のり面の部分につきましては除草、伐採をいたしましてのり面のすきとり、それから植生基材の吹き付け、さらにはバラストの交換、排水側溝のしゅんせつというような内容の工事ということでございます。JRといたしましては、まず除染工事を優先したいということで、そのため構内のツツジ

は全部撤去したいというのがJRの提案でございます。また、別紙の裏面にございますように、ツツジにつきましては一部駅舎北側の花壇のところに移植をしてシンボル的に残すというようなJR側の案でございます。さらに、その下でございますが、夜ノ森駅の復旧イメージということで、こちらのイメージパースにつきましては、ツツジが植わっている部分が町有地でございまして、この部分を町が除草して手入れをすれば、このイメージのようになるのではないかということで、JR側から参考までに示されたものでございます。今回の工事で整備をするというものではないということでございます。

また、工事完了後でございますが、町で整備計画があれば当然協議には応じると、ただし管理作業時の危険性や列車の運行調整など、そういったことを考えるとのり面部分への再度の植栽についてはJRとしてはNGとしたいというような意向でございました。

下のほう参りまして町のこれに対する方針ということでございますが、ツツジは町の花でございます。また、夜ノ森駅のツツジは桜と並ぶ町のシンボルということで、地区住民だけではなくて町民の思い入れも非常に大きいと、しかしながら常磐線全線開通に向けては除染によって線量を下げることが最重要。そのため、ツツジの撤去もやむなしというのが町の考え方でございます。しかば、ツツジの再生についてはということで、先ほどの駅舎北側への植栽については提案どおり当然やっていただくと、さらに加えて再生計画について町で検討し、整備を図っていくと。そのためにJRのほうには、ツツジの一部を町が指定する場所に移植、仮植えをお願いするというような考えでございます。今後の進め方としましては、本日協議会でこれからいただきますご意見も踏まえて仮植えの場所や本数等を定め、また町の方針をJRのほうに伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、ただいまの件につきまして質疑を賜ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）

まず、最初に確認事項としてお聞きしたいのですが、JRからの提案のポイントということで、除染工事を優先したいということなのですが、現況のツツジの近辺の線量というよりも結構太いツツジになっているのですけれども、それを切らなければいけないということに対しての、その土壌の線量というのはどういう状態で、それをどういうふうにとらないと線量が落ちないから除染を優先したいということをJRから言われているのか、まずその1点きちっと教えてください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） この部分のJRの線量につきましては、大変申しわけございません、JRのほうから確認をとっておりませんでした。この部分の除染につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、この除染方法の3番に除染復旧工事の施工イメージ写真というのがございます

が、のり面の除草をいたしましてツツジも撤去をいたしましてのり面の表土を除去すると、そしてそこに種子の入った土を吹き付けをして一番右下にございますが、施工完了後のようなイメージにJRとしては持っていきたいというようなことでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染工事というのは、のり面とか削ってある部分、切り取りの部分を直すことではなくて、除染をしたいということは放射能を取り除きたいということだと思うのですが、斜めのところの線量が高いのか、平たいところの線量が高いのか、それとも下の線路のところの線量が高いのか、それは別にその場ではかればわかることで、当然JRはその部分は言っていると思います。事前にモニタリングしていると思うのです。そういうことに関係なく、何十年といって育ててきた、最初からあんなに大きなツツジがあったわけではなくて、小さなツツジから育ててきたものですので、それを簡単にただやりやすいからとかという理由だけで、はい、そうですかと受け入れるということはちょっと私の中では納得がいかないのですけれども、町のほうではその辺の線量のことは全く聞かずに町の方針を決めたということなのですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（伏見克彦君） 大変申しわけございません。

その部分の線量がどのくらいあるかというところについては確認をしてございませんでした。議員おっしゃるように、ここのツツジが非常に長年にわたって地域の住民の方が管理をし、守ってきたツツジであるということは十分町のほうでも認識しておりますし、その思いというの非常に大きいものであるということも理解しているつもりでございます。ただ、その上で31年度末の全線開通に向けては、やはり除染によって線量を下げると、そのためには表土剥ぎ取り等の方法によって行うのがベストであろうというふうには考えてございまして、町としましてはまずは除染優先というような考え方でこの部分の撤去をし、なおかつ将来的な再生を行うためにシンボル的に全部伐採ではなく、残していただきたいというような考え方で今回の方針ということになってございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染に関しての線量は、やはりきっとJRに確認をして、どの部分が高くてどの部分をやらなければ下がらないのかということはきっとお知らせください。そこは、やっぱり聞かないとちょっと納得がいかないです。

それから、31年の開通を目指すということであれば、当然駅舎も使うということでしょうから、31年に向けては当然駅を使うということは駅に行かなければいけないですから、線路を通すということは当然夜ノ森の線路の周辺地区の除染も終わるということで考えていただきたいというふうに思います。

それから、ツツジの再生については、こんな花壇の写真のような13メートルぐらいのところでは、到底シンボルとして残るということではなくて、JRでこういう形でできないというのであれば、こ

の下のイメージ図以外にも町有地は当然ありますし、民有地もあるわけですから、やはりきちっと夜ノ森駅のツツジとしてのイメージがなくならないように、そういう再生の方法を考えて検討していただかないと、こんなつけ焼き刃のものでは到底納得はできませんので、その辺のことに関しても町の方針として考えていくというよりも、してもらわないと納得がいかないと思っていますので、その辺もちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） まず、線量の件につきましては、大変申しわけございませんでした。早急に確認をし、お知らせをさせていただきます。

それから、31年度末の全線開通でございますが、先ほど前段で国のはうからも説明がございましたように5年後をめどに解除というような国のはうでは考えをしておりまして、31年度末全線開通イコール夜ノ森駅の開通といいますか、夜ノ森駅からの乗降開始は5年後というような考えではないかと考えております。

それから、ツツジの再生計画でございますが、当然JR側から示された駅の復旧イメージだけではなくて、まさに町のシンボルとして夜ノ森の住民だけではなく、富岡町民にとって桜、それからツツジというのはふるさとの原風景というようなことでもございますので、それに合うようなシンボル的に整備をしていく計画については、当然議会とも協議をしながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の分は十分わかるのですが、JRからのお話ですと、困難区域についてはこの除染をただ堆積した堆積物を除去するだけではなくて剥ぎ取りをすると、そして剥ぎ取りをしたものの保護のために今度は吹き付けをするということですから、この辺については町としても当然31年の全線開通というものは、夜ノ森あるいは大熊、双葉からその駅を利用して乗るという話ではなくて、当然東京から仙台まで全線開通させるということだと思います。そういう意味では、夜ノ森あるいは大熊、双葉という駅については、これから先ほど国の方針を示していただきましたけれども、それらで解除できればその駅も利用できると考えますので、これについてはご理解を賜りたいと思います。

それから、ツツジの保全でありますが、町の花として町としてもこれをなくすわけにも絶やすわけにもいかないと考えています。そういう意味では、皆さんからこれらをどのように再生していくべきかというご提言もいただきたいとも思いますし、町としてもこれらをJRがお示ししているこの模型図みたいなことではなかなかできないのだろうと考えておりますので、今後皆様にもこれらについては協議した結果等についてお知らせもしますし、それから当然皆様からもご提言なりをいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 町長の言うの十二分わかりますけれども、盛り土ののり面でも切り土ののり面でもそうなのだけれども、上から下に除草、伐採、あとは腐葉土をまくって、従来の土の部分をはかって8,000でやるのだが、3,000でやるのだがわからないけれども、結局ツツジの枝みんな坊主にして根を起こしてのり面やるとなると、起こした穴みんな堆積物が入ってしまうから、順番あるから、作業するに支障のある部分だけ間引いてもらって、そして極力残す方法も十二分、細かく密集しているのは枝だけだから、行ってみるとわかると思うのだけれども、ちょっと現地見てよくそこら辺調整したほうがいいと思います。とにかく草を上から下に刈って、上から下にまくってきて、従来の100年からたっている腐葉土関係、上から下にまくってくる。その状態で土壌のベクレルはかる。はかって5センチとてまたはかる。高かったら10センチとる。結局上から下だから、保護する本数も可能だと思う、みんな撤去する以前に。だから、そこら辺も現地よく見てくるという現課長らが、また議員もというのであれば行きますので、ここで丸坊主に撤去するということではなく、手法も考えてみたらどうですか、一応提案で。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） どうもありがとうございます。

そのまます現場を見て、作業手順も十分考慮に入れて、どういった保護の方法が可能なのかについては十分検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私も夜ノ森駅前に住んでいて、夜ノ森駅、この駅のツツジというのは駅前の南区と北区が毎年1年交代で、もう何十年とやっていたのです。ただ、前のように住民が戻るのであればツツジぜひ残してもらいたいということを申し上げたいのだけれども、やはり今ツタがツツジの上にかぶって誰も手入れしない状態ではいずれこのツツジが死んでしまうというか、こういう状態ではもうやむを得ないのかなと私今これを見て思っています。本来であれば伝統的に何十年と続いてきたものを残してもらいたいというのはあるのだけれども、やはりこのバラストから交換してのり面も吹き付けまでやって、そこまでやらないとかなり帰還困難区域の中にあるツツジだから難しいのかなと思うのだけれども、今町長からあったように、ではツツジは全くなくなってしまうかというと、この町有地。町有地は、イメージなんかのような小さいものではなくて、町有地をツツジで囲んでしまうくらいのやうなものをちょっと計画してもらいたいなと思って、これはあくまでもお願いなのですけれども、JRの場合には今後の管理のあり方もかかってくるので、私らも除草をやったときにJRになってから、国鉄時代は保線区というのがあったのだけれども、JRになってから余りに除草やらなくなつたもので、恐らく余り手をかけてこないと思うのです。だから、町有地に関してはある程度今までのイメージが夜ノ森の人が戻ったときに湧いてくるような、ツツジで駅舎を囲むような施策を

やってもらいたいと思うのです。その辺よろしくお願ひしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいまご意見いただきました。このJR夜ノ森駅のツツジにつきましては、先ほどもお話しいたしましたが、地区住民にとっては非常に心の原風景でもありますので、これについては議会、それから住民の方とも十分相談をしながら、従前のJRの雰囲気が戻ってくるような、そういう計画をぜひ立ててまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さんのお手元に配付したパンフレットのJR提案のポイントの一番最後ですが、JRとしては震災前にも作業される夜ノ森南区、夜ノ森北区の皆さんで作業をされていたわけですけれども、高齢化ということで危険性も伴うということで遠慮していただきたいということでやめた経緯があるのです。そのことも踏まえてこのような話だと思うのですが、管理作業の危険性や列車の運行調整などを考えるとのり面の植栽はJRとしてはNGだというような話をしているのです。そういう意味では、この夜ノ森駅舎はみどりの駅百選の一番最たるもので最優秀賞をとっているわけですから、そういう意味ではその時代の一翼は担ってきたと自負しております。そういう意味では、これを駅舎ではなくて町有地、あるいは町のどこがいいかということも一つの議論にはなろうかと思いますが、このツツジ等については塙町がツツジの公園ということで、すばらしい公園を持っております。これらについては、夜ノ森のツツジとほぼ同程度の高さのかなというふうに思いますが夜ノ森のツツジも2メートル50ぐらいあると思います。そういう大きなツツジに将来育てるという意味合いも込めまして今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いろいろ議論はあろうかと思いますが、夜ノ森のツツジなぜ有名かというとやっぱり駅舎ののり面にあるから有名なのです。今まで町のほうでも予算をある程度組んで投入したりもしてきましたが、今回の震災でセシウム、放射能が強いから全部取り除いてきれいにしようと、これ一番きれいになる方法なのかなと思うのです。ただ、これだけの立派なものを簡単に取り除くという手立てを考えるのではなくて、除染だったらやりようあると思うのです。木が強くて人が近づけないというのであれば、これは問題ですけれども、一番はやっぱり土のベクレルと木のベクレルがどれだけあるかがネックになると思うのですが、土のベクレルだったら十分取り除ける。先ほど12番議員さんが言ったように人力でやれば十分可能だと思うのです。だから、そういう方向で考えて、やっぱりこれはどんなことあっても国の力をおかりしてもやっぱり残すべきだと思います、私は。この木を公園に持っていくたりして、例えば木がベクレル余りなかったとして、では人が集う場所へ持っていくて立派なツツジに育てましょうと、全然意味が違うと私は思うのです。

そういう意味で考えるとやっぱり夜ノ森のシンボルでもあるし、富岡町のシンボルでもあるわけです。それを簡単に取り除いて捨てればいいのかという話に私はならないのかなと。現に皆さん桜の木全部切って除染しましょうと言った人誰かいますか、いないでしょう。富岡町のシンボルでしょう。ツツジも同じです。ただ、若干違うのがＪＲの敷地に植わっているというのが、まず非常に問題なのでしょうけれども、それだって国の力をおりすれば私はなし得ないことではないと思います。国だって十分その辺にも力かすべき立場でも私はあると思いますし、ぜひこれは私は残してもらいたいと、そういうことでお願いしたいのですけれども、いろいろな角度から今から検討するのでしょうかけれども、正直言ってこういう重要な会議やる場所に夜ノ森のベクレルもそういうこと自体わからないで会議するのもちょっとおかしいのかなと思うのですが、当然高いから除染しなくてはならないということなのでしょうけれども、まずその辺今までの会議の中でも全然出てこなかつたし、聞かなかつたということで理解していいですね。

そういうことだとすれば、やっぱりもう一回一から練り直してください、できるだけ残す方向で。あそこののり面からこのツツジが移動してしまったら余り価値はなくなります。先ほど町長が言った塙の例出しましたが、塙のツツジはすばらしいです。あのツツジが塙町の民家にも大分植わっているのです。それをあそこに植えるときに一緒に購入したり、また中を間引いたものを町民に皆さんどうですかとくれた経緯があって、塙には個人の庭先にもいっぱい植わっているのです。そういう方法もやればできる可能性あるのです。ツツジそのもののベクレルが低ければ、高いものは後でも庭に植えてくださいなんて言えないと思いますので、まずその辺からきちつともう一回調査するなり、ＪＲの調査結果を見させてもらうなりして、もう一度練り直したほうがいいのかなと私は思いますが、どうでしょう。

○議長（塙野芳美君）　総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君）　ただいまご指摘いただきました線量の件につきましては大変申しわけございません。早急にＪＲのほうにまず確認をさせていただいて土、それからツツジの木、その辺のベクレルについても把握をした上で国のほうにも相談をしながら、残すことができる方向で検討できるのか、その辺検討させていただいて、またご報告の機会を設けさせていただきたいというふうに、スケジュールありきではないのですが、11月中旬には準備に入ってということなので、早急にその辺調べさせていただいてご報告したいと思います。

○議長（塙野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　ぜひそういうふうにお願いしたいと思います。といいますのは、31年度に全線開通ということで、そのときに駅舎に電車とめるかとめないかは線量の低下がどのくらい見られるかという、全線が。そういうことなのだと私は思いますが、例えば31年に駅舎に電車とめないとすればツツジを残すのも十分私は可能なのかなと思うのです。のり面全線むくわけではありませんから、そのうち3年、5年たつうちに線量の低下も多分見れると思いますし、そういう意味で考えるとＪＲでは

やっぱり残したくないというのは、後の管理が一番困難だということだと思いますが、その辺は管理はある程度町と協定を結ぶなり何なりして、町からも当然予算の出費が出てくるかと思いますが、その辺はきっと協定を結べばJRも首縊に振らない問題ではないのかなと思いますので、ぜひその辺よろしくお願いします、要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、町としてぜひ撤去してくださいというようなお願いをしたわけではなくて、困難区域線量が高いですから全線剥ぎ取りをしますというような話をされましたその中で夜ノ森のツツジというものが障害になってきたわけですけれども、JRとしては今後これらの手入れのためにJRの列車の調整とか、そういうもろもろのものを今としては、なかなか難しいのでということで撤去したいという話をされました。町としても残せるとすればそれが一番いい方法だとは思っていますが、何といっても線量の低減というものをやはり考えていくのにはJRの全てを、JRの言うとおりにするというわけではございませんが、今後これらのものを線量の低減、あるいはもろもろの問題がJRと協議をした中でスムーズに解決できるかどうかということもありますが、町としても一汗も二汗もかいていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、この件については終わります。

執行部、その他。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 報告いたします。

富岡町地域防災計画の改定につきましては、9月23日の防災会議で決定いたしました。防災計画書を議員の皆様に配付させていただきましたので、よろしくお願いします。今後につきましては、職員の初動対応マニュアルの作成、防災パンフレットを作成し、町民に配布する予定でございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 報告がありました。

議員各位からその他ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 1時31分)